



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

815	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防保安課).....	1
816	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
817	〃	(〃).....	3
818	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
819	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	4
820	生活保護法による指定介護機関の変更	(〃).....	4
821	農地中間管理機構の事業規程の承認	(経営支援課).....	4
822	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課).....	4

○ 公安委員会告示

20	遊泳区域の指定	5
----	---------	-------	---

○ 収用委員会告示

3	土地収用法による裁決手続開始の決定	7
---	-------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第815号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
有 田	1	平成26年10月2日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	平成26年10月2日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成26年10月3日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成26年10月7日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成26年10月7日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成26年10月8日	午前9時30分から	同上	同上

和歌山	1	平成26年10月8日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成26年10月9日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成26年10月9日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成26年10月10日	午前9時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成26年10月23日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成26年10月23日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成26年10月24日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44-1-8
	3	平成26年10月24日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
 - 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
 - 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料
 受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所
 受講申請書は、平成26年8月25日（月）から同月29日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。
- 5 受講対象者
 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間
 (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
 (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び総務部危機管理局消防保安課に問い合わせること。
 和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556
 総務部危機管理局消防保安課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月4日まで縦覧に供する。

平成26年6月24日

- 1 申請年月日
平成26年6月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人むつみ会
- 3 代表者の氏名
竹奥佳代
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市下津町梅田字垣内309番
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がいを持つ者に対して、仕事や遊び、日常生活動作を支援するための事業を行い、その知識と能力の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月4日まで縦覧に供する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成26年6月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山人工呼吸安全推進機構
- 3 代表者の氏名
辻本登志英
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市紀三井寺811-1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、医療機関及び医療従事者、その他まつわる関係者に対して、正しい人工呼吸の考え方と人工呼吸器の管理の安全性向上に関する各種セミナー等の教育活動事業を行い、患者及び家族等、広く市民の安全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728番地4	訪問看護ステーション・キタデ	御坊市湯川町財部733-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.4.21

株式会社ふれんど	岩出市岡田844番1	デイサービスしあわせ	岩出市岡田844番1	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.4.1
----------	------------	------------	------------	---------------	--------------

和歌山県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728番地4	訪問看護ステーション・キタダ	御坊市湯川町財部724	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 26.4.21
株式会社ハートリンク	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1227	ハートケア	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1227	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.6.1
有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	サンライズケア有田	有田市糸我町西496-1	居宅介護支援事業	平成 26.5.1

和歌山県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社プチファーマシスト	大阪市北区芝田2-8-10光栄ビル1階	オレンジ薬局新宮店	新宮市新町3丁目2-15	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	指定事業所の名称変更	ひかり調剤薬局新町店	オレンジ薬局新宮店	平成 26.5.1

和歌山県告示第821号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により農地中間管理機構の事業規程について、平成26年6月4日付けをもって承認したので、同条第4項の規定により事業の種類を次のとおり公告する。

平成26年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）
- 2 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に規定する事業をいう。）
- 3 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。）
- 4 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。）

和歌山県告示第822号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立

てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を海南市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成26年6月24日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番地6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1及び8番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に結んだ線、10の地点と1の地点を結ぶ平成23年の春分の満潮位（D. L. +1.90m）における公有水面と既設防潮堤との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から156度32分10秒 1,728.19mの地点

2の地点 1の地点から175度50分14秒 2.13mの地点

3の地点 2の地点から265度44分01秒 0.68mの地点

4の地点 3の地点から175度50分14秒 8.87mの地点

5の地点 4の地点から265度50分14秒 124.99mの地点

6の地点 5の地点から266度23分37秒 146.29mの地点

7の地点 6の地点から311度23分38秒 11.05mの地点

8の地点 7の地点から356度23分38秒 1.16mの地点

9の地点 8の地点から266度23分38秒 0.68mの地点

10の地点 9の地点から356度23分38秒 2.06mの地点

(3) 面積

2,932.47㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成24年10月31日 和歌山県指令港空第26号

5 しゅん功認可年月日

平成26年6月11日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成26年6月24日

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太(北丁)地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年6月29日から同年8月31日まで
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月1日から同年8月31日まで
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(宇山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公	同上

		安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月4日から同年8月24日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月12日から同年8月24日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成26年7月12日から同年8月31日まで

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成26年6月12日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成26年6月24日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路3・2・5号松島本渡線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在地番	地目		地積(m ²)		取用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
	登記簿	現況	登記簿	実測								
和歌山県 和歌山市 和田字九 反田	629番1	田	田	1,041	1,076.77	0.36	—	登記名義人 亡 丸山梅次 上記法定相続人 丸山喜路 (持分2分の1) 丸山雅史 (持分2分の1)	和歌山県和歌山市和田1039番地	—	—	—
									大阪府豊中市利倉西2丁目15-13 ただし、住民票上の住所 大阪府豊中市庄内栄町1丁目1番18号			